

別冊

ゼロスタイルプラン

1. 目次	
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	2
2. 容量拠出金等相当額	3
3. 託送費調整額	3
4. 燃料費等調整額	4
5. 支払繰延規定	8

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(イ) (1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、(ロ) の場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(ロ) 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、(イ) に準ずるものといたします。この場合、(イ) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ハ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(ニ) (ロ) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(イ) にかかわらず、(イ) によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として

算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(ホ) 定額制供給の場合は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2. 容量拠出金等相当額

容量拠出金等相当額とは、電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営する容量市場制度に基づき、将来にわたる供給力を確保するために発電事業者等へ支払われる費用（以下「容量拠出金」といいます）を基礎とし、当社が負担する費用および市場環境の変化に伴う調達コストの変動分を、お客さまにご請求または還元させていただくための調整額をいいます。電力広域的運営推進機関（OCCTO）が運営する容量市場制度に基づき当社にて算定された単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとします。

(1) 容量拠出金相当額の算定方法

容量拠出金等相当額は、次の算式により算定します。なお、容量拠出金等相当額単価の単位は 1 銭とし、1 銭未満の端数は切り捨てるものとします。

容量拠出金等相当額 = 容量拠出金等相当額単価（円/kWh） × 使用電力量（kWh）

(2) 容量拠出金相当額の単価の決定と変更

当社は、各年度の容量拠出金の確定および電力市場情勢等を踏まえ、容量拠出金等相当額単価を決定します。また、諸般の事情により当該単価を変更する場合、当社はあらかじめ、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間に適用する単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとします。

(3) 容量拠出金相当額の適用のタイミング

前項に基づき開示された単価は、当該開示において指定された期間の使用電力量に対して適用されるものとします。

3. 託送費調整額

託送費調整額とは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款等に基づき、本契約に係る電気の供給に際して、同事業者の送配電設備を利用する対価として発生する費用をいいます。これには、法令に基づき加算される諸費用を含みます。一般送配電事業者が定める託送供給等約款等に基づき当社にて算定された単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイト

への掲載等の方法により開示するものとします。

(1) 託送費調整額の算定方法

託送費調整額は、一般送配電事業者が提供する「電灯標準接続送電サービス」等の料金を基準とし、当社の電力需給実績および損失率等を考慮して当社が算定します。

(2) 託送費調整額の単価の決定と変更

当社は、諸般の事情により当該単価を変更する場合、当社はあらかじめ、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間に適用する単価を、書面の交付、電子メールの送信または当社 web サイトへの掲載等の方法により開示するものとします。

(3) 適用方法

本契約の各料金プランにおける電力量料金（1kWh あたりの単価）とは別に、毎月の使用電力量に応じて算出された託送費調整額を加算して請求するものとします。

(4) 料金の改定

法令の改正や一般送配電事業者の託送供給等約款の変更等により託送費が改定された場合、当社は、本約款の変更手続きを経ることなく、当然にその改定分を本契約の料金に反映させることができるものとします。

用語の定義：第 1 項から第 3 項に定める費用の総称を「政府制度費」といいます。

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、燃料費調整額、電源調達調整額、離島ユニバーサルサービス調整額の総称をいい、各契約種別における料金（1kWh あたり）にその加減を適用いたします。

(1) 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ =別表（燃料費調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、

その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \langle 2 \text{ の基準単価} \rangle / 1,000$$

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月末日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(ハ) 燃料費調整単価の適用各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

(ニ) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

(ホ) 燃料費調整額燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値
α	0.0259

	β	0.2563
	γ	0.8915
燃料価格	X	83,500円
基準単価 (1キロワット時につき)	低圧	19銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(2) 電源調達調整額

電源調達調整額は、各契約種別における料金（1 kWh あたり）にその加減を適用するものとする。

(イ) 電源調達調整額の算定

電源調達調整額の単価は、お客さまのために当社が調達する 30 分ごとに変わる JEPX のスポット市場価格（以下、「エリアプライス」といいます。）に基づき決まる電源調達料金と、お客さまのために当社が調達した電力量により次の算式によって算定された値といたします。なお、消費税等相当額を加算して算定に反映するものとし、各金額の単位は 0.01 円としてその端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。

$$A < B \text{ の場合：電源調達調整額（還元）} = (A - B) \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

$$A > C \text{ の場合：電源調達調整額（追加）} = (A - C) \times \text{使用電力量 (kWh)}$$

$$B \leq A \leq C \text{ の場合：電源調達調整額} = 0 \text{ 円}$$

$$A : \text{検針日の前月の 1 日～末日におけるエリアプライスの平均値} \div (1 - \text{託送損失率}) \times (1 + \text{消費税率})$$

$$B : \text{当社が定める還元調整基準単価（下表のとおり）}$$

$$C : \text{当社が定める追加調整基準単価（下表のとおり）}$$

B 還元調整基準単価	C 追加調整基準単価
¥ 4.00（税込）	¥ 8.00（税込）

東北電力エリアの託送損失率は年度により変動することが考えられるため、当社 web サイトに記載しております。

(ロ) 電源調達調整額の請求または還元時期

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の

請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$\alpha = 1.0000$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別に次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

① 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$

② 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79,300 円を上回り、かつ、119,000 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価 =

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月末日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(ニ) 離島ユニバーサルサービス調整額

定額制供給の場合

定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。

従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(ホ) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- 1.定額制供給の場合定額制供給の契約種別に係る実施要綱等に定めるとおりといたします。
- 2.従量制供給の場合離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

5. 支払繰延規定

当社は、お客さまの電気料金の支払に関し、下記のとおり支払繰延特約を適用するものとする。

(イ) 支払期日の繰延

当社は、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引において、毎月1日から当該月の末日までの期間に係る、お客さまの供給地点が属する供給区域のエリアプライスの平均値（以

下「JEPX エリアプライス平均値」という。)が、次項に定める基準単価を上回った場合には、電気料金のうち次項に定める金額部分の支払期日を、第(3)項に定めるとおり繰り延べるものとする。

(ロ) 繰延金額

繰延金額は、下記算定式により算出した金額とし、その算定の結果生じた端数は、小数第 1 位を四捨五入するものとする。

繰延金額＝使用電力量×(JEPX エリアプライス平均値－繰延基準単価)×(1+消費税率)

※ N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用された電気の料金に適用する繰延金額は、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定するものとする。 ※ 繰延基準単価は、当社 web サイトに記載するものとする。 ※ 当社は、毎月 1 日時点において繰延基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合には、当社 web サイトまたは当社が相当と認める方法によりお客さまに通知することにより、その内容を改定することができるものとする。この場合、N 月 1 日時点での改定については、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金より、改定後の基準単価に基づき算定した繰延金額を適用するものとする。

(ハ) 繰延後の支払期日

N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用された電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3 月の検針日から N+4 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとする。(例) 2025 年 11 月の検針日から 2025 年 12 月の検針日の前日までの期間に係る電気料金に係る繰延金額は、2026 年 2 月の検針日から 2026 年 3 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金と合算して請求するものとする。

(二) 供給契約終了時の取扱い

供給契約が終了する場合、当社は、未請求の電気料金について本規定に基づく支払繰延を適用しないものとする。また、既に適用されている繰延金額のうち未請求のものについては、(3) 項の定めにかかわらず、供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算のうえ請求するものとする。